

事務事業評価資料

施策名	安全・安心な社会づくり（医療体制の整備）		所管部局課名	健康福祉部健康局医務課					
事業名	周産期・産科救急医療体制整備事業		担当者電話番号	企画調整係 078-362-4351					
事業目的	県民の出産に対する不安の解消 周産期救急医療体制の整備								
事業内容	周産期母子医療情報システムの充実 ・診療応需情報提供機関：H21～ 30機関（H20 10機関） ・国庫補助：1/3 総合周産期母子医療センターの体制強化整備 ・負担割合：国1/2、県（病院局）1/2 ・国庫補助：10/10			事業開始年度	平成20年度				
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額			
	事業費	(0千円) 0千円		(3,735千円) 11,461千円		(2,613千円) 18,713千円			
	人件費	0千円	従事人員 0.0人	847千円	従事人員 0.1人	836千円 0.1人			
	総コスト (+)	0千円	従事人員 0.0人	12,308千円	従事人員 0.1人	19,549千円 0.1人			
事業の目標	周産期医療情報システムの診療応需情報提供機関の確保		[目標設定理由] 小児科を有し、産科で24時間対応可能な医療機関の受入可否情報を掲示することにより、迅速に母体・胎児を搬送できる体制を確保するため						
	受入医療機関を調整するコーディネーターの確保		[目標設定理由] 妊産婦の搬出入が近畿府県の広域において必要な場合、他府県との広域調整を行う広域搬送調整拠点病院を、県下1箇所指定することとしており、県民が安心して出産できる体制を確保するため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H19	H20	H21
	周産期医療情報システムの診療応需情報提供機関数	30	21年度	-	10 (560千円)	30 (131千円)	-	33.3%	100.0%
受入医療機関を調整するコーディネーター数	1	20年度	-	1 (14,794千円)	1 (14,794千円)	-	100.0%	100.0%	
評価結果	必要性	・昨今の周産期医療を取り巻く状況は、産科医の不足等により、病院の産科が分娩の制限や、休止・廃止に追い込まれる大変厳しいものであり、本県でも妊産婦へのセーフティネットを充実させることが急務となっている。 ・については、周産期医療情報システムの充実を図り、総合周産期母子医療センターの体制を強化させ、県民が安心して出産できる医療体制を整備する必要がある。							
	有効性	・周産期母子医療情報システムについて、21年度から、周産期母子医療センター10機関に加え、医療機能が充実した産科を有する協力病院（20病院）に拡充して診療応需情報を提供することとしており、妊産婦への搬送体制を強化する上で有効な取組として、体制の整備を図る。 ・また、近畿ブロックの各府県において、妊産婦の受入の連絡調整を行うコーディネーターを配置し、広域搬送体制を整備することにより、安全・安心な周産期医療体制の確立が図られている。							
	効率性	・兵庫県周産期医療システムの効率的、継続的な運用、及び母体の緊急搬送時において県内での搬送が困難な場合、近畿ブロックの各府県に搬送する体制を整備することは県の責務である。 ・また、国庫補助制度を活用することにより、県の実質負担を低減し、効率的に運用している。							
	民間・市町との役割分担	・本事業については、周産期医療体制を整備する観点から、民間・市町に委託するより、県が体制を整備する必要がある。本事業は、県が実施し、県立こども病院等に委託することをもって役割を分担している。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規	拡充	（継続）	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	適切な医療機関へ搬送するため、妊産婦等の搬出入が必要な場合に、他府県との広域調整を行う「広域搬送調整拠点病院」として県立こども病院を指定するとともに、引き続き、空床の有無、緊急手術の可否等の応需情報を提供する周産期医療情報システムを運用する。								